

## イ. 短大

各年度の入学者の状況は下表のとおりである。県内からの進学者が概ね 50%を占めており、北海道・東北地区も加えると 8 割を超える占有率であり、4 年制の 2 学部と比べ県内及び周辺地域から入学者割合が高い。

出身地	平成 11 年度		平成 12 年度		平成 13 年度	
	人	%	人	%	人	%
秋田県	51	49.1	60	57.7	57	50.9
北海道・東北地区	33	31.7	28	26.9	35	31.2
その他地区	20	19.2	16	15.4	20	17.9
合計	104	100.0	104	100.0	112	100.0

## (4) 学生の就職状況

### ア. 県立大学 (4 年制)

平成 14 年 10 月 31 日現在における秋田県立大学第一期生の卒業予定者は 323 人であり、その内、就職希望者は 226 人(約 70%)、大学院進学希望者は 97 人(約 30%)となっている。なお、就職希望者 226 人の内定状況は下表のとおりであるが、これは平成 15 年 3 月卒業予定の学生が対象である(平成 11 年度入学者)。

就職希望者数の内、県内での就職を希望する者は、平成 11 年度における県内からの入学者割合と同程度の約 30%であり、大学院進学希望者を除くと、県内からの入学者と同程度の割合の学生が県内での就職を希望していることが分かる。一方、就職内定率は県内就職希望者の方が県外就職希望者と比較して 20 ポイント以上低くなっている。

#### 【就職状況】

卒業予定者数(人)	就職希望者数(人)			就職内定者数(人)			就職内定率(%)		
	県内	県外	合計	県内	県外	合計	県内	県外	合計
323 (100%)	68 (30%)	158 (70%)	226 (100%)	43 (24%)	138 (76%)	181 (100%)	63.2	86.1	79.2

(注) 表中 ( ) 内の割合は、合計人数に占める県内・県外の割合である。

## イ. 短大

平成 14 年 12 月現在における短大の 2 年在籍者 110 人の内、就職内定者は 38 人、4 年生大学編入者は 27 人となっている。

## (5) 入学金、授業料の状況

(単位:円)

入 学 年 度		平成12年	平成13年	平成14年	
県立大学	授業料	学 生	478,800	478,800	496,800
		研 究 生	26,600	26,600	27,600
		科目等履修生・聴講生	13,300	13,300	13,800
	入学金	学 生	275,000	277,000	277,000
		研 究 生	82,500	83,100	83,100
		科目等履修生・聴講生	27,500	27,700	27,700
大学院	授業料	学 生	—	—	496,800
		研 究 生	—	—	27,600
		科目等履修生・聴講生	—	—	13,800
	入学金	学 生	—	—	277,000
		研 究 生	—	—	83,100
		科目等履修生・聴講生	—	—	27,700
短期大学部	授業料	学 生	348,600	348,600	361,800
		研 究 生	19,400	19,400	20,200
		科目等履修生・聴講生	9,700	9,700	10,100
	入学金	学 生	165,000	166,200	166,200
		研 究 生	49,500	49,800	49,800
		科目等履修生・聴講生	16,500	16,600	16,600

(注) 1. 県内者の授業料は国立大学の授業料と同額であり、適用は1年遅れとなっている。

2. 県外者の入学金=県内者の入学金×1.5

## 6. 国立大学、公立大学及び私立大学の財務数値の比較（平成13年度）

県立大学は、平成11年4月に開学しているため、平成13年度現在学生は、3年生までとなることから、学生1人当りの支出額等の数値は、相対的に高くなっている。

区 分	当 学	国立大学	公立大学	私立大学
学校数	2	118	125	606
授業料収入 (百万円)	576	267,656	54,995	2,336,617
入学金・検定料 (百万円)	205	56,006	13,588	223,460
小計 (百万円)	781	323,777	68,583	2,560,077
国庫補助金収入 (百万円)	16	0	1,137	472,012
支出総額 (百万円)	4,475	1,162,303	260,993	3,082,558
内人件費 (百万円)	2,247	723,135	147,494	1,837,033
内教員人件費 (百万円)	1,672	496,427	108,221	1,200,662
内職員人件費 (百万円)	575	167,335	27,811	493,920
学生数 (人)	1,296	629,487	132,464	2,745,270
教員数 (人)	221	61,583	12,538	104,151
職員数 (人)	83	56,812	12,613	55,266
教職員合計 (人)	304	118,395	25,151	159,417
学生1人当りの授業料収入 (千円)	444	425	415	851
学生1人当りの支出額 (千円)	3,453	1,846	1,970	1,122
人件費依存率 (%)	287.7	223.3	215.0	71.7
教職員1人当りの支出総額 (千円)	14,720	9,817	10,377	19,336
教員1人当りの人件費 (千円)	7,566	8,061	8,631	11,528
教員1人当りの学生数 (人)	5.8	10.2	10.5	26.3
職員1人当りの学生数 (人)	15.6	11.0	10.5	49.6

(注)1. 当学の数値は、平成13年度による。なお以下の点については考慮している。

- ① 当学とは、県立大学(生物工学研究所を含む)・短期大学部の合計数値であり、木材高度加工研究所は含まない。
- ② 学生数、教員数及び職員数は、平成13年5月1日現在のものである。
- ③ 教員数及び職員数は、本務者数である。
- ④ 人件費には、共済組合負担金等の支払金は含まれていない。
- ⑤ 教員人件費は、本務教員の給与である。
- ⑥ 職員人件費は、事務系職員の給与である。

2. 国立大学(短期大学を含む)、公立大学(短期大学を含む)の数値は、「平成14年度 学校基本調査報告書(高等教育機関編)」(文部科学省)によっている。ただし、

以下の点については考慮している。

- ① 学校数及び収支額は、平成13年度のデータによっている。
- ② 附属病院及び附置研究所を除いている。
- ③ 学生数、教員数及び職員数は、平成13年5月1日現在のものである。
- ④ 教員数は、本務者数である。
- ⑤ 人件費には、共済組合負担金等の所定支払金は含まれていない。
- ⑥ 教員人件費は、本務教員の給与である。
- ⑦ 職員人件費は、事務系職員の給与である。

3. 私立大学の数値は、「平成14年度版 今日の私学財政 大学・短期大学編」(日本私立学校振興・共済事業団)による。ただし以下の点については考慮している。

- ① 本表に掲げたデータは、大学法人(医歯学部を設置する法人を除く)と短期大学法人の合計数値である。
- ② 校数及び収支額は、平成13年度のデータによっている。
- ③ 授業料収入は、入学金を除く「学生生徒等納付金」によっている。したがって、授業料収入には、実験実習料、施設設備資金、その他学生生徒等納付金の各収入が含まれている。
- ④ 学生数、教員数及び職員数は、平成13年5月1日現在のものである。
- ⑤ 教員数及び職員数は、専任者数である。

4. 人件費依存率は、本来、私立大学では、「職員人件費/職員数」として算出しているが、ここでは「人件費/(授業料+入学金及び検定料収入)」により算出している。

#### 第4．監査の結果

以下においては、主に県立大学の各キャンパスの事業所（県立大学事務局、本荘事務室及び大湯事務室等）における事務の執行状況を対象としている。

##### 1．収入関係

各事業所における収入は、授業料関係他、入学料及び入学検定料、財産収入等である。

なお、地方公共団体が使用料等を収受する際には、内部的な意思決定行為としての「調定」を行い、収入金額を決定した後に、納入義務者に対して納入にかかる通知を行うこととされている（地方自治法第231条）。

##### （1）使用料：授業料関係他

###### ア．概要

在学生の授業料は、各年度にかかる授業料について、前期及び後期の2期に区分してそれぞれ年額の2分の1に相当する金額を、前期にあつては4月30日までに、後期にあつては10月31日までに徴収することとされている（秋田県立大学条例（以下、「県大条例」という。）第8条第2項）。

###### イ．監査手続

授業料にかかる事務手続が適切に実施されているかを検証するため、各キャンパスを単位として、調定票を始めとする関係証憑を査閲するとともに必要に応じて関係職員に対してヒアリングを実施した。その際、調定票を基礎として金額的に重要性が高いものをサンプルとして任意に抽出し、検証作業を実施した。

###### ウ．監査結果

以下の項目を除き、特に記載すべき事項はない。

##### （i）授業料未済者等に対する督促手続について

平成14年11月29日における収入未済額及び人数は下記のとおりである。

【授業料収入未済の状況：H14/11/29時点】

区分	秋田		本荘 (注1)		短大	
	金額	延べ人数	金額	延べ人数	金額	延べ人数
収入未済	3,229千円	16人	9,718千円	40人	1,356千円	10人
未済割合 (注2)	3.5%		4.1%		4.6%	

(注1) 本荘キャンパスについては、納期限が平成14年9月以前のもので120万円(6人)含まれている。

(注2) 未済割合の算出方法は、各キャンパスの未済人数を各キャンパスの在学生人数で除して計算している。

秋田県財務規則（以下、「財務規則」という。）第380条において、納入義務者が納期限を過ぎても完納しない場合、納期限後20日以内に督促状を送付するとともに遅滞なく完納するよう督促する旨が定められている。

a. 短大における督促状未発送について

平成13年度まではいずれのキャンパスにおいても督促状の発送が行われていなかったが、平成14年度からは、秋田及び本荘の両キャンパスにおいては督促状が発送されることとなった。しかし、短大においては、現在も督促状の発送を行っておらず、学生に対する口頭及び電話による督促に止めている。

平成14年11月29日時点における短大の収入未済人数の割合は、突出してはいないものの、督促状を発送することにより適切な債権管理を実施する必要がある。

b. 督促報告書のフォームの統一について

秋田及び本荘キャンパスでは、平成14年度から、督促状を発送した後も授業料が未納のままである学生に対して、電話による督促を実施しその記録を残している。また、短大においても、電話等による督促の顛末が記録に残されている。

しかしながら、各キャンパスにおいてその督促の報告書の様式が不統一であった。

今後、大学院の開校により在学生が増加し、収入未済額の管理が一層重要となるため、督促報告書の様式を統一し、所定の管理者への報告手続も含めて、大学内で統一・徹底する必要がある。

c. 短大における寮費(諸収入)督促状未発送について

短大では学生寮を有しており、寮生が利用した電気・水道料や清掃委託負担分などの入居費用を寮費収入として月次で徴収している。収入未済額一覧表(平成14年11月29日現在)に、未収寮費が以下のとおり計上されていた。

【寮費の収入未済の状況：H14/11/29 現在】

納期限	金額(千円)	人数
9月20日	92	2
10月18日	92	2
11月18、20日	1,656	36
合計	1,840	40人

9月及び10月納期限の寮費未収合計18万円は、12月中に納入されることを口頭にて確認している。授業料の督促手続と併せて、寮費の収入未済額についても督促状を発送することにより適切な債権管理を実施する必要がある。

(2) 手数料：入学金及び入学検定料

ア. 概要

入学検定料は、入学願書を受理した際に徴収されるものであり(県大条例第8条第5項)、いわゆる受験料である。一方、入学金は実際の入学手続の際に徴収されるものである(県大条例第8条第4項)。

イ. 監査手続

入学金及び入学検定料にかかる事務手続が適切に実施されているかを検証するため、各キャンパスを単位として、調定票を始めとする関係証憑を査閲するとともに必要に応じて関係職員に対してヒアリングを実施した。その際、調定票を基礎として金額的に重要性の高いものをサンプルとして任意に抽出し、検証作業を実施した。

ウ. 監査結果

実施した手続の範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

(3) 財産収入及び諸収入

ア. 概要

財産収入には主に短大における農産物及び畜産物の販売収入が計上さ

れ、諸収入には各キャンパスの受託事業収入、短大寮入居費用収入等が計上される。

#### イ. 監査手続

財産収入及び諸収入にかかる事務手続が適切に実施されているか検証するため、各キャンパスを単位として、調定票を始めとする関係証憑を査閲するとともに必要に応じて関係職員に対してヒアリングを実施した。その際、調定票を基礎として金額的に重要性が高いものを任意に抽出し、検証作業を実施した。

#### ウ. 監査結果

以下の項目を除き、特に記載すべき事項はない。

- (i) 受託研究契約にかかる契約事務及び契約の遅れについて（本荘キャンパス）

受託研究契約 2 件の関係証憑を査閲したところ、次のような時系列上の不整合が検出された。

委託先	受注金額 (千円)	評議会 承認日	契約伺 決裁日	契約日	調定日	入金日	研究期間
業者A	8,000	4/19	5/14	4/27	5/14	6/4	H13/5/1 ~H14/3/31
業者B	8,443	4/19	11/29	4/16	11/29	12/28	H13/4/16 ~H14/3/31

- ① 業者A、業者Bともに、契約日が契約伺決済日より前の日付で作成されている。業者Bについては、評議会（評議会は受託研究の受託可否を決定する公式の意思決定期間である）承認日より前の日付で契約されている。契約事務の遅れの原因は、業者Aについては大学側の事務の遅れ、業者Bについては先方の組織改変による事務の遅れである。
- ② 業者Bについて、研究期間は 4 月から開始されているが、調定日が 11 月であり、7 か月分だけ先に資金負担を負っている。



・業者Aについて

業者Bについては、契約日を遡って記載する旨及び理由について契約伺に記載されており、内部的な上長への報告も実施されていたが、業者Aについては、遅れる旨の記載のみで、理由についての記載が行われていなかった。

本来、契約は契約伺決裁を受けて行われるものであるから、契約伺決裁日より後になるべき性質のものである。もし、何らかの事情により契約行為が遅延する場合には、例外事象であることとしてその旨及び理由を明示し、内部管理を徹底させるべきである。

・業者Bについて

研究開始後に先方都合による契約不締結といった事故等による不測の費用負担を防止するために、内部的管理のみならず、委託者との責任関係を明確化する方法を検討すべきである。

## 2. 支出関係

支出関係については、人件費関係、委託費関係、その他需用費関係、負担金補助金及び交付金他に分けて検討した。

### (1) 人件費関係

#### ア. 概要

人件費関係には非常勤職員報酬、賃金、報償費及び旅費を含めている。

#### イ. 監査手続

各キャンパスにおいて、支出内訳票を基礎として金額的に重要性が高いものをサンプルとして抽出し、関連証憑を査閲するとともに、必要に応じて関係職員に対するヒアリングを実施した。

#### ウ. 監査結果

実施した手続の範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

### (2) その他需用費等

#### ア. 概要

その他需用費等には、一般需用費、役務費、工事請負費及び備品購入費が含まれる。

イ. 監査手続

その他需用費に該当する項目の内、支出内訳票を基礎として金額的に重要性が高いものをサンプルとして抽出し、関係証憑を査閲するとともに、必要に応じて関係職員に対するヒアリングを実施した。

ウ. 監査結果

以下の項目を除き、特に記載すべき事項はない。

(i) 屋外運動場排水整備工事にかかる入札について (短大)

【屋外運動場排水整備工事 (税込総額) 2,100,000 円】

工事請負の概要

契約期間 平成 13 年 8 月 28 日着工ー平成 13 年 9 月 30 日完成  
予定価格 (入札比較価格: 税抜) 2,043,000 円  
指名競争入札 10 社  
落札金額・不落につき随意契約 (税抜) 2,000,000 円  
入札日 平成 13 年 8 月 21 日  
入札経過 (税抜)

(単位: 円)

業者	初入札	再入札	不落による 随意契約
業者 A	4,900,000	4,430,000	
業者 B	4,680,000	4,320,000	
業者 C	4,620,000	4,380,000	
業者 D	4,500,000	4,250,000	←随意契約
業者 E	4,900,000	4,400,000	
業者 F	4,850,000	4,290,000	
業者 G	4,550,000	4,460,000	
業者 H	4,770,000	4,300,000	
業者 I	4,950,000	4,600,000	
業者 J	4,650,000	4,400,000	

検査日 平成 13 年 10 月 1 日

支出命令書 平成 13 年 11 月 7 日起票

上記のとおり 2 回の入札を実施したが、ともに不落であったため、再度の入札時に最も入札価格が低かった者と随意契約を締結している地方自治法施行令(以下、「施行令」という。)第 167 条の 2 第 1 項第 6 号・財務規則第 172 条第 1 項第 5 号)。全 2 回の入札時における入札価格の最低価格は予定価格を大幅に上回る 425 万円であったにも関わらず、最終的な契約価額は 200 万円となっている。

予定価格と入札価格に大きな差があるが、この点についての短大の説明は次のとおりである。

当該工事は現場説明会が実施されず、関係資料の閲覧が県立大学事務局大潟事務室で 2 日間にわたって実施されたが、指名入札業者が入札前の資料閲覧に来なかったために工事の規模を誤り、予定価格に比して過大な入札価格になった。

上記の工事請負契約について検討すべき事項は、以下のとおりである。

① 予定価格と入札価格との差額について

「建設工事等競争入札工事の取扱い(平成 4 年 2 月 20 日)」によると「差が少額で、随意契約ができると認められる場合を除き、指名替等を行い、新たな入札を行う」旨が記載されている。

短大では、この件について随意契約ができると解釈し、また、工期を夏休み中に終了させるために新たな入札を行わず、随意契約を行った。

しかしながら、予定価格 204 万円と入札価格の最低価格 425 万円との差額は、100%以上であり、この契約においては少額と認められないと考えられ、この点について県と監査人の間で見解が異なる。

いずれにしても、入札制度の趣旨を反映した適切な入札事務を遂行するために、指名業者への資料閲覧を促し、入札に関する情報提供手続を徹底すべきである。

② 公印使用印の押印漏れについて

秋田県公印取扱規程第 9 条に定めた公印使用承認印が、業者に対する指名通知発送時に押印されていない。この押印漏れは事務処理の誤りであると説明を受けた(秋田県では公印使用簿等についての定めは無い)。

指名通知は手渡しで確実に指名業者に渡されたと説明をうけているが、その点を検証できるようにするためにも押印事務は徹底

されるべきである。

### (3) 委託料関係

#### ア. 概要

県立大学においては施設の保守点検業務及び警備業務等を外部に委託しており、そのための支出が委託料として計上される。なお、県全体として、行政運営の効率化及び県民サービス向上を趣旨として平成12年度に「業務委託の推進に関するガイドライン」を取りまとめ、業務の外部委託を推進しているところである。

委託業務の契約に際し受託業者を決定する場合には、原則として競争入札を行うこととされている。しかし、一定の場合においては、競争の方法によらず任意に特定の相手方を選択し契約を締結する随意契約による契約の締結が認められている。ただし、あくまでも例外的な方式であり、認められている一定の要件に該当することが要求される。

秋田県においては、予定価格が100万円以下の委託契約について随意契約を締結することができるものとされているとともに（施行令第167条の2第1項第1号、財務規則第171条）、加えて、金額に関わらず、性質又は目的が競争入札に適しない場合にも随意契約を締結することが認められている（施行令第167条の2第1項第2号）。

#### イ. 監査手続

平成13年度における外部委託契約の中から、主に金額の大きいものを中心にサンプルを抽出し、関係書類を査閲するとともに、必要に応じて関係職員に対してヒアリングを実施した。

#### ウ. 監査の結果

以下の事項を除き、特に記載すべき事項はない。なお、監査委員監査において既に指摘済みの事項に関しては記載を省略する。

##### (i) 学生寮清掃業務（短大）

委託名	委託料	契約先決定方法
学生寮清掃業務	6,562,500円	指名競争入札

「学生寮清掃業務」は日常清掃及び年に1回実施する定期清掃とからなるものであり、契約書上、各業務終了後に「実績報告書」の提出を受けることとなっていたにも関わらず、定期清掃にかかる「実績報告書」の提出を受けていない。実績報告書は委託業務の確実な遂行を